

# 日の出町地域防災計画【概要版】

令和6年4月

## 1 地域防災計画とは

### ◆地域防災計画の目的・基本方針

日の出町地域防災計画（以下「本計画」という。）は、町、関係機関、自治会、自主防災組織、事業所及び住民が総力を結集し、災害対策を実施することにより、住民の身体・生命・財産を災害から守ることを目的として策定したものです。

本計画の基本方針を次のとおり定めています。

- **減災を重視した災害対策の推進**  
災害時の被害を最小化する「減災」を基本とし、災害に強いまちづくりを実施する。
- **地域防災力の向上**  
「自らの命は自ら守る」、「自分たちの居住する地域は地域の住民で守る」との考えによる「自助」、「共助」による地域防災力の向上を目指す。
- **要配慮者の支援**  
地域による避難支援体制の構築、避難生活への配慮等、要配慮者を考慮した防災対策を推進する。
- **男女共同参画**  
地域の自主防災活動へ女性の参画を求め、男女双方の視点に配慮した防災対策を進める。
- **地域の特性に適合した災害対策**  
山間地での土砂災害等、町の地域特性にあわせた災害対策を実施する。

### ◆地域防災計画の構成

本計画は、3つの編で構成し、災害別に災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画等を定めています。

震災編

直下型地震等の地震災害、南海トラフ地震への対策

風水害等編

大雨による浸水・土砂災害、雪害、火山噴火による降灰、大規模事故への対策

資料編

条例、基準、計画に関係する各種資料

## 2 災害の想定

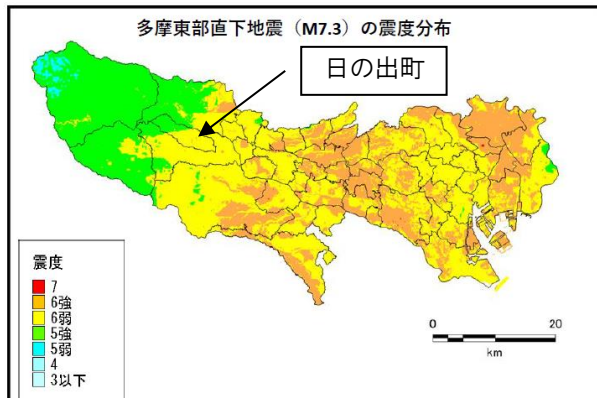
### ◆地震

直下型地震として多摩東部直下地震（マグニチュード7.3、町域の震度5強～6弱）、海溝型地震として南海トラフ巨大地震（マグニチュード9、町域の震度5弱）を想定しています。

### ◆風水害等

平井川の流下能力である1時間50mmの降雨を基本に、時間雨量100mmを超える降雨のもとで発生する洪水・土砂災害を想定しています。

さらには、大雪による雪害、火山噴火による降灰、危険物施設等による大規模事故等を想定しています。



### 3 災害に備える平常時の活動

#### ◆自主防災活動の促進

自治会を単位として自主防災組織が結成され、地域の消防団等と連携して防災訓練を実施し災害時に速やかに活動できるよう備えています。

また、消防団と連携して自主防災組織の訓練への支援、自主防災組織の防災リーダーの育成等により、地域の防災力を強化しています。

#### ◆防災知識の普及・啓発

土砂災害ハザードマップ等の作成、町ホームページへの防災情報の掲載等により、防災知識の普及・啓発を図っています。



【自主防災組織の防災訓練のようす】

#### ◆建築物の耐震化の推進

地震による建物の倒壊等から人的被害を軽減するため、「日の出町耐震改修促進計画」に基づき、木造住宅の耐震診断・改修費用の助成、耐震診断・耐震改修に関する相談窓口の設置等を行い、耐震化を支援しています。

また、公共施設については、「日の出町公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化等を計画的に実施しています。

#### ◆土砂災害対策

土砂災害が発生した場合に生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域として、東京都により土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が指定されており、町は土砂災害ハザードマップ等で周知しています。

また、この区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成等を支援しています。

#### ◆要配慮者<sup>※</sup>の支援体制の整備

災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者<sup>※</sup>を支援するため、「日の出町避難行動要支援者名簿登録台帳」を作成し、平常時から消防、警察、社会福祉協議会等の地域による支援体制を整備しています。

また、避難支援に携わる関係機関、民生委員、地域住民、NPO等との連携により具体的な避難方法等について「個別避難計画」の作成を促進します。

※要配慮者：高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者

避難行動要支援者：災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者

#### ◆緊急避難場所・避難所等の指定

災害から安全を確保し、また、避難生活をする場所を確保するため、次の緊急避難場所・避難所等を指定しています。

また、仮設トイレ、マット、非常用電源等のほか、要配慮者のニーズに対応した施設・設備を整備し、避難所の生活環境の向上に努めます。

緊急避難場所	災害から命を守るために緊急的に避難する施設です。
広域避難場所	延焼火災等が発生した時に一時的に避難するオープンスペースです。
避難所	避難した住民、建物の倒壊・浸水により住家を失った住民等が滞在する施設です。緊急避難場所を兼ねています。
二次避難所（福祉避難所）	避難所で生活が困難な要配慮者を受け入れる施設です。

#### ◆食料・物資の備蓄

災害発生当初の食料・物資の確保が困難な事態に備えて、最大避難者の3日分を目標に長期間保存が可能な食料、生活必需品を町役場や地区拠点となる小中学校、防災備蓄庫等に備蓄しています。

なお、各家庭においても「自助」として、最低3日分、推奨1週間分を備蓄するようお願いします。

## 4 災害発生時の活動

### ◆町の防災体制

町は、震度5弱の地震で災害警戒本部、震度5強以上の地震で災害対策本部を設置し、応急対策を実施します。風水害等に対しては、気象情報、気象状況等に応じて、災害警戒本部又は災害対策本部を設置する体制をとっています。

また、大規模災害が発生し、町のみでは対応できない場合は、東京都、相互応援協定を締結している自治体、自衛隊の災害派遣等の応援を要請して対応します。

### ◆広報活動

災害発生時には、防災行政無線、お知らせメール、広報車等により、住民に情報を提供します。また、役場に臨時被災者相談所を設置し、各種の相談等に対応します。

### ◆消火・救助活動

地震の際には、同時多発火災の発生、多数の要救助者の発生により、消防署・消防団だけでは対応が困難な事態が予想されます。また、消防署・消防団は、重要地域、延焼拡大の可能性が高い火災を優先に消火活動を行います。このため、地域の自治会、自主防災組織等が協力して、初期消火、救助活動を行うことが必要です。

### ◆避難活動

地震が発生した場合は、近隣で安否を確認の上、自宅が被災した場合、又は火災・土砂災害等の危険がある場合は緊急避難場所へ避難します。

台風接近時等、大雨により浸水・土砂災害が予想される場合は、気象情報等に応じて、町から自主避難を呼びかけます。その後、警戒レベルにあわせて「高齢者等避難」「避難指示」を発令します。

警戒レベル	状況	行動を促す情報(発信元)	住民がとるべき措置
5	災害発生又は切迫	緊急安全確保(町)	命の危険 直ちに安全確保
〈警戒レベル4までに必ず避難!〉			
4	災害のおそれ高い	避難指示(町)	危険な場所から全員避難
3	災害のおそれあり	高齢者等避難(町)	危険な場所から高齢者等は避難
2	気象状況悪化	大雨・洪水注意報(気象庁)	自らの避難行動を確認
1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報(気象庁)	災害への心構えを高める

### ◆避難所の開設・運営

避難指示等を発令したときは、避難所を開設します。避難生活が長期化する場合は、自主防災組織、自治会等の住民組織を母体とした避難者による自治を基本として避難所を運営します。運営にあたっては、男女双方のニーズ、女性への配慮等に留意します。

なお、避難所の開設時には、新型インフルエンザ等感染症への対応にも配慮します。

また、二次避難所(福祉避難所)を開設し、避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れます。



### ◆医療救護体制

多数の傷病者が発生したときは、保健センターに医療救護活動拠点を設置し、あきる野ブロック災害対策拠点(公立阿伎留医療センター)、医師会等と連携して医療救護体制を構築します。

傷病者へのトリアージ※、応急手当は、緊急医療救護所(公立阿伎留医療センター)で行い、緊急医療救護所では対応が困難な場合は、保健センターに避難所医療救護所を設置します。

また、医師、保健師等が避難所を巡回して、避難者の健康調査、診療等を行います。

※トリアージ: 多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めること



### ◆被災者生活支援

災害発生直後は、各自が持ち出した家庭内備蓄を活用するほか、町の備蓄又は東京都の備蓄で補完します。避難が長期化する場合は、協定事業者・東京都への要請、救援物資の受入れにより、食料、物資を確保し配布します。

飲料水は、文化の森給水所に災害時給水ステーションを開設し住民に給水するほか、給水車での給水活動、避難所で応急給水栓等を活用した給水活動を行います。

### ◆災害ボランティア活動

災害時には、多くの災害ボランティアの支援が必要となります。日の出町社会福祉協議会と町が連携して災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアを受け入れます。

### ◆災害廃棄物の処理

災害で発生したごみ、家財、住宅解体のがれき等の廃棄物は、「生活ごみ」「避難所ごみ」「し尿」「災害廃棄物」に区分して、処理します。

また、必要に応じて、仮置場を設置し収集活動を行います。

### ◆応急危険度判定

地震で被災した建物は余震で倒壊するおそれがあり、また、斜面を造成した宅地等では地震、大雨で地盤が崩れるおそれがあります。このような二次災害を防ぐため、被災建築物の応急危険度判定、被災宅地の危険度判定を行い、判定結果をステッカーで表示します。

### ◆住家等の被害認定調査・罹災証明書の発行

罹災証明書は、被災者生活再建支援金等の受給、税の減免等に必要な証書です。そのため、住家等の被害認定調査を実施し、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」に区分して罹災証明書を発行します。

### ◆応急仮設住宅

住家を失った被災者には、応急仮設住宅の設置、公営住宅、賃貸住宅等を確保して提供します。

### ◆雪害対策

町は、降雪が予想される場合、気象情報等に基づき、災害警戒本部等を設置します。

道路の除雪は、生活道路の確保を最重要策としています。道路への積雪が50cmを超える場合は、東京都と連携して、都道、都道へのアクセス道、孤立が予想される集落への道路等の除雪を優先して行います。

### ◆降灰対策

富士山が噴火した場合は、風向きによっては降灰が予想されます。町は、気象庁の降灰予想に基づいて注意喚起等の情報を提供します。

### ◆大規模事故対策

大規模な火災、危険物等施設における事故、航空機事故、道路事故、ガス事故に備えて、町をはじめ関係機関の役割を定めています。火災延焼、危険物流出等により住宅に影響がある場合は、必要に応じて避難指示等を発令します。

## 5 災害復旧・復興

町の重要施設が被災した場合は、法令等に基づき災害復旧事業を実施します。

また、甚大な被害が発生した場合は、災害復興対策本部を設置し災害復興事業を実施します。

日の出町地域防災計画【概要版】（令和5年度修正）

日の出町防災会議 作成

事務局：日の出町生活安全安心課

日の出町大字平井 2780 番地

電話 042-597-0511（代表）